

企画競争説明書

業務名称： フィリピン国マニラ大首都圏鉄道開発マスタープラン策定プロジェクト

調達管理番号： 21a00949

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。
詳細については「第1章 8. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年12月15日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年12月15日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：フィリピン国マニラ大首都圏鉄道開発マスタープラン策定プロジェクト

(2) 業務内容：「第3章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

() 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、最終見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2022年3月 ～ 2025年3月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の13%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降) : 契約金額の13%を限度とする。
- 3) 第3回(契約締結後25ヶ月以降) : 契約金額の13%を限度とする。

4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先 : outm1@jica.go.jp

担当者 : 小田 靖子 (Oda.Yasuko@jica.go.jp)

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

社会基盤部 運輸交通グループ 第3チーム

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

本件は特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いた

だく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、当機構ウェブサイトの手順に則り依頼ください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・第4章 業務実施上の条件に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」

「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを指示します。

7 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限：2021年12月24日 12時
- (2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）
注1）原則、電子メールによる送付としてください。
注2）電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。
注3）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。
- (3) 回答方法：2022年1月5日までに当機構ウェブサイト上にて行います。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2022年1月21日 12時
- (2) 提出方法：
プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）を、電子データ（PDF）での提出とします。
上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
(件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」)
なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年10月13日版）」を参照願います。以下にご留意ください。
 - 1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
 - 2) 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。

なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

※依頼が 1 営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先 :

1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料 (プレゼンテーションを実施する場合のみ)

「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書 :

宛先 : e-koji@jica.go.jp

件名 : (調達管理番号) _ (法人名) _ 見積書

〔例 : 20a00123_〇〇株式会社_見積書〕

本文 : 特段の指定なし

添付ファイル : 「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類 :

1) プロポーザル・見積書

2) プレゼンテーション実施に必要な資料 (プレゼンテーション実施する場合のみ)

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から 2 通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書 (内訳書を含む。) の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(2020 年 4 月) を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費 (航空賃)

- b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

特になし

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) 現地通貨（フィリピンペソ）=2.2569800 円
- b) US\$ 1 =113.6030000 円
- c) EUR 1 =128.1350000 円

5) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等は見積書に計上しないでください。
契約交渉の段階で確認致します。

6) その他留意事項

特になし

9 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／交通計画
- b) 都市鉄道計画
- c) 交通政策

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 27人月

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

10 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2022年2月8日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、評価結果の順位が第1位にならなかった競争参加者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

1.1 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>）

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

（1）一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1）公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2）公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3）情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

（2）関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務

諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1 2 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1 3 その他留意事項（2）配付・貸与資料

当機構が配付・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(3) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(4) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(5) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(6) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(7) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：運輸交通マスタープラン作成に係る業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。また、コロナ禍の影響で長期に（6か月以上）渡航できない場合の対処方針を記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／交通計画
- 都市鉄道計画
- 交通政策

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／交通計画）】

- a) 類似業務経験の分野：交通計画策定に関する業務
- b) 対象国・地域又は類似地域：フィリピン国及びその他全途上国
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 都市鉄道計画】

- a) 類似業務経験の分野：都市鉄道計画策定に関する業務
- b) 対象国・地域又は類似地域：フィリピン国及びその他全途上国
- c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 交通政策】

- a) 類似業務経験の分野：交通政策に関する業務
- b) 対象国・地域又は類似地域：評価せず
- c) 語学能力：評価せず

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話によるプレゼンテーションとする可能性があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(26)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／交通計画</u>	(21)	(8)
ア) 類似業務の経験	8	3
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	1
エ) 業務主任者等としての経験	4	2
オ) その他学位、資格等	2	1
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務の経験	-	3
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	1
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(5)	(10)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5	5
イ) 業務管理体制	-	5
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>都市鉄道計画</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国・地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力： <u>交通政策</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	4	

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 2022年1月27日（木） 14：00～16：00
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施方法：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Microsoft-Teams による実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
 - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - （2）使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
 - a) Microsoft-Teams を使用する会議
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams の音声機能によるプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
 - b) 電話会議
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注) 当機構在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「マニラ大首都圏鉄道開発マスタープラン策定プロジェクト」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

フィリピンは、世界銀行の統計によると2006年に約1,276億ドルであったGDPが2019年には約3,768億ドルに達するなど、NEXT11の一国に数えられるほどの急速な経済発展を遂げている。特に、16市1町で構成されるマニラ首都圏は、人口約1,348万人（フィリピン国家統計局、2020年）を擁し、フィリピンの政治、経済、文化、教育の中心地として成長を続けている。他方、マニラ首都圏では619km²という比較的小さな都市域に対して年間1.8%の割合で人口流入が続いており、かかる人口の過密化と、自動車登録台数の増加（2016年対前年比24.6%（日本貿易振興機構、2017年））など経済成長に伴うモータリゼーションに連動した交通需要の急伸（例：交通需要は2035年までに、対2019年比125%増加と予想（JICA、2019））は、同地域に深刻な交通混雑を生じさせると共に、人・モノの流れを阻害し、排気ガスによる大気汚染など環境問題を引き起こしている。

そのため、国際協力機構（JICA）では、マニラ首都圏の持続的発展を目的とした「フィリピン国マニラ首都圏の持続的発展に向けた運輸交通ロードマップ作成支援調査」を2014年に実施、自動車利用の抑制や公共交通への転換が重要であると提案した。本支援によって策定された「運輸交通ロードマップ」は、フィリピン国大統領を議長とする閣僚会議であるフィリピン国家経済開発省理事会（NEDA Board）で正式承認され、現在、同ロードマップで提案されたマニラ首都圏地下鉄、南北通勤線などが順次、JICAの支援により建設されている。

他方、「運輸交通ロードマップ」で提案されている鉄道路線は、マニラ首都圏にその周辺のブラカン・リサル・ラグナ・カビテの4州を加えたメガマニラ（8,099km²、人口約2,577万人（2015年））を対象とした、11路線約318kmにとどまっております。今後も人口増加が、メガマニラを超えて、マニラ大首都圏地域へと拡大すると予想される中、更なる鉄道路線の整備が必要とされている。また、既存のLight Rail Transit（LRT）やMass Rapid Transit（MRT）等の路線の容量拡大も重要な課題である。以上のことから、長期的（目標年：2055年）な「マニラ大首都圏鉄道開発マスタープラン」を早期に策定し、同マスタープランに沿った鉄道路線網整備を着実に進めることが、同国の持続可能な経済発展や気候変動対策にとって必要不可欠である。

第3条 プロジェクトの概要

1. プロジェクト名

「マニラ大首都圏鉄道開発マスタープラン策定プロジェクト」

※案件名称について、当初は「メガマニラ都市鉄道開発マスタープラン策定プロジェクト（Project on Formulation of 30-year Railway Master Plan for the Greater Manila Area）」としてフィリピン側から要請があったが、その後先方から「Greater Capital Region (GCR)（和名：マニラ大首都圏）」の人口増加が進む中で、今後の鉄道マスタープランを作成するに際しては、マニラ大首都圏も含めた鉄道整備を総合的に考える必要があることから、名称を「Greater Capital Region(GCR)」に変更したいという要望があった。これを受け、名称を「マニラ大首都圏鉄道開発マスタープラン策定プロジェクト」（Project on Formulation of 30-year Railway Master Plan for the Greater Capital Region）に変更することで双方合意した。

2. プロジェクト目標

- (1) 「マニラ大首都圏鉄道開発マスタープラン」（目標年：2055年）が策定される。
- (2) フィリピン運輸省（Department of Transportation: 以下、「DOTr」という）の鉄道計画策定能力が向上する。

3. 活動の概要

活動1：鉄道開発に関する各種政策、規制、既存計画、プロジェクト、及び提案内容をレビューする。

活動2：アジア開発銀行（ADB）がDOTrと実施する交通データ収集、交通量調査、交通需要予測モデル策定の活動に参加し、レビューや分析を実施する。

活動3：マニラ大首都圏鉄道開発マスタープラン（目標年：2055年）を策定する。

活動4：フィリピン運輸省（Department of Transportation: DOTr）の鉄道計画策定能力向上を目的とした研修や技術移転を実施する。

4. 本プロジェクトにおける調査項目（注：詳細は「第7条 業務の内容」を参照）

- ① 都市交通及び都市開発に関する現状把握と分析
- ② 鉄道計画及び鉄道施設の現状把握と分析
- ③ 関連する政策、規制、政策決定プロセス等の把握と分析（環境・社会面の法制度概要の調査を含む）
- ④ 関連するインフラ及び将来計画の現状把握と分析
- ⑤ 関係機関及び組織の把握
- ⑥ 土地利用状況の確認
- ⑦ 社会・経済状況（地理的状況を含む）の確認
- ⑧ 交通関連データの収集（交通調査含む）
- ⑨ 交通需要予測
- ⑩ ポストコロナにおける都市鉄道のあり方の検討
- ⑪ 既存路線の改良計画（既存の結節点、車両キャパシティ、運行主体等に関する改善策の提案を含む）の提案
- ⑫ 短期（1～10年程度）及び中期（11～20年程度）のマニラ大首都圏鉄道開発マスタープラン策定
- ⑬ 長期的（目標年：2055年）なマニラ大首都圏地域鉄道開発マスタープラン策定

- ⑭ 予備的スコーピングの実施及びそれに基づく環境社会配慮の TOR 案の作成
- ⑮ 環境社会配慮調査結果の情報公開用資料の作成
- ⑯ 戦略的環境アセスメントの考え方に基づいた代替案の比較検討
- ⑰ 鉄道間及び他交通モードとの間の連結性の提案
- ⑱ 概略事業費算定（短期、中期、長期毎に算定）
- ⑲ 資金調達計画（ファイナンススキーム、PPP 等）の策定
- ⑳ マニラ大首都圏鉄道開発マスタープラン実施に必要な組織及び実施体制の提案
- ㉑ 計画承認プロセスの策定
- ㉒ マスタープラン実施による気候変動対策効果の測定
- ㉓ 新技術（DX）の活用方策の策定
- ㉔ ジェンダー／交通弱者を意識した政策及び構造物などの在り方の提案

5. マスタープラン策定の対象地域

マニラ大首都圏（Greater Capital Region (GCR)）

※GCR とは、マニラ首都圏(NCR)、リージョン 3、リージョン 4A を含むエリアを指す。

6. 協力相手先

フィリピン国運輸省（Department of Transportation: D0Tr）

7. 受益者

（1）直接受益者

フィリピン国運輸省（Department of Transportation: D0Tr）

（2）間接受益者

マニラ大首都圏の住民

8. プロジェクト実施期間

2022 年 3 月～2025 年 3 月を予定（36 カ月）

第 4 条 業務の目的

「マニラ大首都圏鉄道開発マスタープラン策定プロジェクト」に関し、2022 年 2 月までの締結に向けてフィリピン側と調整中の当該プロジェクトに係る討議議事録（Record of Discussions。以下、「R/D」という）に基づき業務を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

※フィリピン側の手続き上の都合により、現時点で本プロジェクトに関する RD は未署名の状況である。早期の RD 署名を目指しているが、フィリピン側の事情により、RD 署名が遅延し、プロジェクト開始が遅れる可能性があることにご留意下さい。

第 5 条 業務の範囲

本業務は、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえながら、「第7条 業務の内容」に示す事項を実施することである。併せて受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、発注者に提言を行うことが求められる。また、受注者は本業務の進捗に応じて「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成し、フィリピン運輸省（C/P）に説明・協議のうえ提出する。

第6条 実施方針及び留意事項

（1）フィリピン国運輸省の自主性・自立発展性の確保について

本プロジェクトは、マニラ大首都圏の長期的な交通需要を予測し、長期（目標年：2055年）の鉄道マスタープランを策定するものである。

マスタープラン策定にあたっては、単に日本側専門家のみで策定するのではなく、フィリピン運輸省と緊密にコミュニケーションを図り、計画策定手法や計画策定における留意事項等について技術移転を図りながら、プロジェクトを進め、将来的には同省職員が、自ら計画を作成・改訂が可能となるようにする。

また、マニラにおいて、鉄道計画の策定方法に関するワークショップやセミナー（年2回、プロジェクト期間中に計6回を想定。内容や回数については、プロポーザルで提案すること。詳細は（10）を参照のこと。）を実施し、技術移転に努める。

（2）プロジェクト実施体制

本プロジェクトでは、合同調整委員会（Joint Coordinating Committee：以下、「JCC」という）を設置し、節目（半年に1回毎を想定しているが、プロジェクトの進捗等に応じ、JICA及びフィリピン運輸省と実施時期及び内容について協議の上、決定すること）でプロジェクトの方向性を随時、確認・合意しながら案件を実施する。JCCの構成メンバー（案）はR/D Annex4に記載のとおり。

（3）アジア開発銀行との役割分担

本プロジェクトは、R/Dに記載のとおり（注：R/Dの3. ActivityのActivity 2）、アジア開発銀行（ADB）が既存交通データの収集、交通量調査、交通需要予測を実施予定である。ADBが実施予定のこれらの活動については、日本側専門家として、随時適切な協力を行い、助言や需要予測フレームワーク開発などの支援を行う。具体的には、フィリピン運輸省、ADB、JICA、及び本件受注者から構成されるワーキンググループ（特に、交通量調査の実施方法や、交通需要予測モデルの構築等に関して議論することが期待される）の設置を想定していることから、本ワーキンググループに参加し、随時、助言や必要となるデータの収集支援、需要予測モデルの開発支援等を実施する。

（4）詳細計画策定調査の実施

本プロジェクトについては、プロジェクトの基本的な計画をフィリピン運輸省（C/P）と合意したのみであり、詳細計画はプロジェクト開始後に確定することとしている。そのため、受注者は、事業の詳細計画について、R/Dで合意した内容を基に、C/Pと議論を実施し、発注者と相談・連携の上、R/D改定をプロジェクト開始4カ月までを目途に進める。その後、発注者は、受注者とも相談のうえ、業務開始後5カ月から6カ月を目途に詳細計画策定調査団をフィリピンに派遣し、プロジェクト

の詳細を確定することを想定している（但し、派遣時期については、新型コロナウイルスの影響等により、変更となる可能性がある）。なお、詳細計画策定後も、本プロジェクトを取り巻く環境に変化があった場合は、受注者は必要に応じて、活動内容の変更を提言できる。

（５）「開発途上国における都市鉄道プロジェクト・課題別支援委員会」

JICA 社会基盤部では、「開発途上国における都市鉄道プロジェクト・課題別支援委員会」（※）を実施している。そのため、必要に応じて、同委員会でプロジェクトの内容や進捗等について発表の上、委員からの助言を踏まえて、プロジェクトを進めるようにする。発表内容、発表時期等については、発注者と協議の上、決定する。

（※）森地茂・政策研究大学院大学名誉教授（委員長）の他、学識経験者、行政関係者から構成される委員会。半年に1回程度開催。なお、本委員会の事務局業務（例：委員への委嘱等）及び会議の運営については、JICA 社会基盤部において実施予定。

（６）DX（デジタル・トランスフォーメーション）の活用

本プロジェクトの実施にあたっては、可能な限り、新技術の活用可能性について検討の上、DXを活用した効率的かつ先進的なプロジェクトとなるよう取組む。一例として、交通量調査（注：本プロジェクトではADBが主として実施）に携帯電話等の位置情報を使用する、リアルタイムの交通データプラットフォームを構築し、同データを利用した鉄道計画を策定する、MaaS（Mobility as a Service）・モビリティ・マネジメント施策の実施等の交通モードの一元化システムを提案する等が考えられるが、これらに限らず、発注者とも協議の上、効果的と思われる新技術を積極的に活用・提案する。

（７）気候変動対策（鉄道マスタープラン策定による温室効果ガス削減効果）

2021年11月に実施された「国連気候変動枠組条約第26回締約国会合（COP26）」において、運輸部門からの温室効果ガス削減について議論がなされたように、運輸部門からの温室効果ガス削減は、極めて重要なグローバル課題である。そのため、鉄道マスタープラン策定にあたっては、提案される各プロジェクトを実施した際の温室効果ガス削減効果についても、可能な限り詳細かつ先進的なモデルを活用することによって検討し、本プロジェクトの気候変動対策としての貢献策（例：温室効果ガス削減効果量など）について試算する。

（８）ジェンダー及び交通弱者の観点を考慮したマスタープラン策定

フィリピン運輸省は、ジェンダー及び交通弱者の観点からのデータの取得やマスタープラン提案を重視している。そのため、データの取得にあたっては、男女別のデータ（例：男女の異なる交通利用パターン）や、セクハラなど女性の安全性の課題、及び交通弱者のデータや課題等を確認する。その上で、路線計画や運行計画、土木構造物（例：駅舎等）の検討に際しては、ジェンダー対策や、アクセシビリティの限られる交通弱者を考慮した先進的な提案を行う。

【参考資料】

「JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き」(2018年、JICA)
(https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/materials/ku57pq00002hd-tvc-att/guidance_02_transport.pdf)

(9) 環境社会配慮(戦略的環境アセスメント(SEA)の適用)

- ①本プロジェクトは環境社会配慮カテゴリが「B」となっている。そのため、活動3(「マニラ大首都圏鉄道開発マスタープラン(目標年:2055年)」の策定)を行う際には、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)に基づき、戦略的環境アセスメント(SEA)を実施し、実施機関等による適切な環境社会配慮の確保の支援を行う。具体的には、以下②及び③で策定されたTORに基づき、環境・社会影響を考慮に入れた計画策定(代替案の比較を含む)を行い、十分なステークホルダー協議を経る等により本プロジェクトを実施すること。
- ②また、(4)に述べたとおり、本件では、プロジェクト開始後に、詳細計画策定調査を実施することとしている。その際には、プロジェクト実施による環境影響評価を検証し、スコーピングや緩和策、モニタリング計画をとりまとめる。具体的には、下記項目について検証する。
- (ア) EIA や環境許認可の取得・承認状況
 - (イ) 環境への負の影響及びその緩和策
 - (ウ) 社会への負の影響及びその補償・支援策
 - (エ) 現地ステークホルダーとの協議・合意状況
 - (オ) 環境社会配慮に係る情報公開方針
 - (カ) モニタリング方針
 - (キ) 環境社会配慮に係る TOR 案
- ③ 詳細計画策定調査後に、スコーピング結果、環境緩和策、モニタリング、環境社会配慮実施体制についてとりまとめるとともに、情報公開用の環境社会配慮確認結果(英文)を作成する。

(10) 現地セミナー及びワークショップの開催について

フィリピン運輸省は、フィリピン運輸省職員の鉄道計画策定能力向上のため、日本からの専門家によるワークショップ/セミナーの開催(於:マニラ)を強く希望している。そのため、年2回、計6回のワークショップ/セミナーをマニラで開催し、技術移転を図ること。実施時期や内容等について、実施前に発注者及びフィリピン運輸省と十分に協議の上、決定する。

なお、現時点でフィリピン運輸省側が希望するワークショップ/セミナーの内容は以下のとおり(内容は、下記に限定するものではない)。

【フィリピン運輸省が希望するワークショップ内容】

- 交通データの収集、調査、モデル構築、分析手法
- プロジェクトの確定や優先付け、ネットワーク構築手法
- 複数シナリオの策定手法、比較手法
- 鉄道と一体となった都市開発や住宅政策 等

また、マニラで実施予定のワークショップへのフィリピン運輸省側からの参加者については、同省の意向により、女性職員が多く参加する予定であることから、必要に応じてジェンダーに関する事項なども取り入れる。

(11) 本邦研修の実施について

フィリピン運輸省は、マニラでのセミナー／ワークショップの開催を重視しており、本邦研修の実施は希望していない。しかしながら、プロジェクトを進める上で、本邦研修を実施した方がより効果が高いと思われる場合は、発注者及びフィリピン運輸省と協議の上、実施の可否を決定する。

本邦研修を実施する場合は、当該業務に係る経費に関しては「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン（2015年4月）」を参照し、受入業務、監理業務、実施業務のうち、実施業務を行うこととなる。

なお、プロポーザル策定時点で、本邦研修が必要と思われる場合は、研修内容について提案することは可能。

(12) 広報活動

業務実施にあたっては、本協力の意義、活動内容とその成果を日・フィリピン両国の国民各層、両国内外のドナー関係者等に正しく理解してもらえよう、効果的な広報に努める。具体的には、フィリピン運輸省と連携しつつ、セミナー開催時に現地報道機関を招集することや、各種マスメディア（TV、新聞）やSNS等でプロジェクトの情報を発信することなどを想定しているが、具体的な内容については、発注者及びフィリピン運輸省とも協議の上、進める。

(13) ウィズコロナ／ポストコロナ社会の鉄道のあり方を踏まえたマスタープラン策定

2020年12月に発生が確認された新型コロナ・ウィルスの影響により、在宅勤務の拡大など、交通トリップの発生数や発生要因には変化が見られる。そのため、本事業の実施にあたっては、ウィズコロナ／ポストコロナ社会のトリップ数や行動パターンを勘案の上、ウィズコロナ／ポストコロナ社会の鉄道整備のあり方を十分に検討した上で、マスタープランを作成する。

(14) ローカルコンサルタントの活用（現地再委託および特殊庸人可）

本業務の実施に際しては、ローカルコンサルタント（現地再委託および特殊庸人可）を活用することを可とする。但し、ローカルコンサルタントを活用する際にも、日本人コンサルタントとローカルコンサルタントが密に連携し、互いに業務の方向性・進捗を確認しながら進める。

【活用が想定される業務】

- 環境社会配慮調査に係る業務
- 現地情報収集に係る業務
- ワークショップ／セミナー等開催に係る業務
- 広報活動に係る業務

(15) 新規円借款事業形成との連携

JICAは、今後、南北通勤線延伸事業フェーズ2（クラーク国際空港～ニュークラークシティ間）、マニラ首都圏地下鉄事業フェーズ2（南北延伸区間）等について、新規円借款事業の形成を行う可能性がある。受注者は、本業務の実施にあたっては、上記2路線の諸情報（線形、事業効果、区間毎の事業費、簡易な環境社会影響評価等）を比較できる形で整理する。なお、「南北通勤延伸事業フェーズ2」に関しては、現在JICAにてF/Sを実施中のため、必要に応じて、JICAから受注者に対して必要な情報提供を行う。

また、マスタープランにおける各プロジェクトのタイムラインの検討に際しては、フィリピンの中進国入りのタイミングを踏まえたSTEP案件形成の期限についても考慮の上、検討することとし、JICAと十分に協議する。

第7条 業務の内容

(1) 業務計画書、及びインセプション・レポート（IC/R）の作成

本業務の基本方針、方法、項目、内容、工程等を検討し、これらを業務計画書及びIC/Rとして取りまとめる。同レポートを基に、カウンターパートと協議・意見交換し、本プロジェクトの全体像を確認する。

(2) 既存の鉄道政策、鉄道計画等に関するレビュー

長期的な鉄道マスタープラン作成にあたり参考とすべき、政策、既存計画、既存プロジェクト、既存計画についてレビューを実施する。その際には、フィリピン政府機関による政策等のみならず、地方自治体や政府系公社（例：フィリピン国鉄）の政策や計画等についてもレビューする。また、交通計画のみならず、都市計画や土地利用計画等についてもレビューする。

(3) インフラプロジェクトの財政フレームワークに関するレビュー

大型インフラプロジェクト（フィリピンにおける事業を想定）の財政フレームワーク（例：国と地方自治体の折半、外国政府からの借款、PPPの活用など）についてレビューする。なお、レビューする事業については、事前に発注者及びフィリピン運輸省と協議の上、決定する。なお、公開情報を中心に調査することで差支えない。

(4) 他国の鉄道プロジェクトのタイムライン及びコスト調査

フィリピン運輸省は、今後の自国鉄道プロジェクトを実施する上でのベンチマークとして、他国の類似鉄道プロジェクトのタイムラインやコストを参照したいとの意向を有している。そのため、東南アジアや南アジアを中心としたJICA支援の鉄道プロジェクトを中心に、計画～事業完了までのタイムラインやコストについて調査する。調査対象とするプロジェクトについては、発注者及びフィリピン運輸省と協議の上、決定する。なお、調査にあたって、フィリピン運輸省は、世界鉄道連合（UIC）、国際公共交通連合（UITP）によるレポートや、国際建設測定基準（International Construction Measurement Standards（ICMS））を参照し、調査を実施したい意向を示しているため、これらを参照しつつ調査を実施する。なお、公開情報を中心に調査することで差支えない。

(5) アジア開発銀行が実施する交通量調査及び需要予測への助言及び支援

アジア開発銀行がフィリピン運輸省と実施する交通データの収集、交通量調査、及び需要予測（モデルの策定を含む）について、必要に応じて、各活動を支援し、また需要予測モデルの策定や需要予測等について、助言を行う。また、フィリピン運輸省、ADB、JICA、及び本件受注者から構成されるワーキンググループ（特に、交通量調査の実施方法や、交通需要予測モデルの構築等に関して議論することが期待される）に参加の上、助言や必要となるデータの収集支援、需要予測モデルの開発支援等を実施する。（第6条（3）に記載のとおり。）

(6) 「マニラ大首都圏鉄道開発マスタープラン」の策定

- ①以下の3つの時期に応じたマスタープランを策定する。
- (ア) 短期（1～10年程度）の「マニラ大首都圏鉄道開発マスタープラン」
 - (イ) 中期（11～20年程度）の「マニラ大首都圏鉄道開発マスタープラン」
 - (ウ) 長期（21～30年程度）の「マニラ大首都圏鉄道開発マスタープラン（目標年：2055年）」
- ※なお、マスタープランの縮尺については、1:100,000（十万分の1）を想定している。
- ②マスタープランには、下記（ア）～（カ）に関する事項を必ず含むこと。但し、内容については、下記に限定するものではなく、必要に応じて発注者及びフィリピン運輸省と協議の上、対応する。
- (ア) 想定される鉄道計画
 - ・検討にあたっては、新規路線の提案のみならず、既存路線（LRT Line1, LRT Line2, MRT Line3 及び PNR）の将来的な容量拡大（車両キャパシティの増加等）や、既存の交通結節地点の変更、運行主体等の改善策についても検討し、必要に応じて提案する。
 - ・また検討にあたっては、他運輸交通モード（例：道路、港湾、空港などを念頭）との連結性についても十分に考慮する。
 - ・主として旅客輸送を対象とするが、必要に応じて貨客混載輸送、及び貨物輸送についても検討する。
 - (イ) 各プロジェクト実施上のタイムライン
 - (ウ) 概算事業費
 - ・事業費については、LoD（Level of Detail）100程度の粗さでの土木施設（駅舎等）や車両、信号システム等の概算事業費を算出する。
 - (エ) 資金調達スキーム
 - ・想定されるファイナンススキームを複数案提示するもので可。検討にあたっては、民間資金の利用（PPP）なども含め検討する。
 - (オ) マスタープラン実施に必要な組織及び実施体制（マスタープランが継続的に利用されるための提案）
 - ・インフラプロジェクトには長期的な時間がかかるため、政権の交代等により、策定されたマスタープランが反故にされる、あるいは、計画が途中で頓挫する等の事象が往々にして起こり得る。このような課題を克服するため、本プロジェクトで策定したマスタープランが長期的かつ継続的にフィリピンで利用されるための方策（マスタープラン実施に必要な組織及び実施体制を含む）について提案する（例：例えば一案として、マスタープランに法的拘束力をもたせる等）。
 - (カ) 環境社会配慮に係る事項（例：予備的スコーピングの実施及びそれに基づく環境社会配慮 TOR、戦略的環境アセスメントの考え方に基づいた環境社会配慮も含めた代替案の比較検討）【第6条（9）の内容も参照すること】

第8条 報告書等

（1）報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書の内容及び提出想定時期は以下のとおり。最終成果品はファイナル・レポート及び業務実施報告書とし、提出期限は契約履行期間の末日とする。

【報告書の提出想定時期】

年	2022												2023												2024												2025		
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37		
報告書	△						△							△							△							△										△	
IC/R 業務 計画 書							PR①							PR②							PR③							PR④										F/R 業務 実施 報告 書	

- (注) IC/R・・・インセプションレポート
 PR・・・プログレスレポート
 DFR・・・ドラフト・ファイナル・レポート
 FR・・・ファイナル・レポート

【報告書の内容】

レポート名	提出時期	内容	部数
業務計画書	契約締結日から起算して10営業日以内	3年間の活動計画をまとめたもの。	和文：2部
インセプション・レポート(IC/R)	契約締結日から約1か月後	フィリピン運輸省との協議内容等を踏まえた上で、受注者の問題意識等をまとめ、3年間の活動の具体的な計画(案)を記載するもの	英文：5部
プログレスレポート(PR) 第1回～第4回	(上表のとおり)	活動の進捗状況及び今後の見込みについて記載するもの。 (注)フィリピン側は、第1回プログレスレポートについては、2022年度第3四半期中の提出を希望しているため、2022年度第3四半期に必ず第1回のレポートを提出すること。その際、可能な限り、その時点の想定プロジェクト及び暫定的な優先度等を記載する。	英文：5部 和文：5部
ドラフト・ファイナル・レポート(DF/R)	契約締結日から32ヶ月後	活動の成果物 (記載内容については注7参照)	英文：5部 和文：5部

ファイナル・レポート(F/R)	契約終了時	全体の成果	英文：5部 和文：5部 CDR：3枚
業務実施報告書	契約終了時	記載内容については注8参照	和文：5部 CDR：3枚

- 注1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。
- 注2) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」を参照する。
- 注3) ファイナル・レポートおよび業務実施報告書については製本する。
- 注4) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。
- 注5) 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブ・スピーカーの校閲を受ける。
- 注6) 業務計画書及び業務実施報告書を除く各レポートの巻頭には10頁程度にとりまとめた要約を含める。
- 注7) 業務実施報告書には、①ファイナル・レポートの概要、②調査・分析に関する活動内容（調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述する）、③技術移転に関する活動内容（セミナー、研修等の内容、留意点、今後改善すべき点等について記載）、④業務実施運営上の課題・工夫・教訓、⑤今後の案件実施スケジュール（資金調達の見込み等）、⑥提案した計画の具体化に向けての提言等について記載する。添付資料として、①業務フローチャート、②業務人月表、③研修員受け入れ実績、④調査用資機材実績（仮に引渡し機材があった場合は引渡しリスト含む）、⑤合同調整委員会(JCC)議事録等、⑥その他調査活動実績を添付する。

（2）業務従事月報

- ①受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報を作成するとともに、下記書類を添付してJICAに提出する。
- 1) 当該月の進捗、翌月の計画、当面の課題
 - 2) 活動に関して作成した議事録、資料及び写真
 - 3) 詳細活動計画
 - 4) 業務フローチャート
 - 5) C/Pをはじめとする先方関係者との合意文書（必要に応じて）
- ②受注者は、上記①の内容（概要のみで可）を英訳した月報を作成の上、フィリピン運輸省に対して、月報（様式自由）を提出する。

（3）主要な報告書以外の提出物

- ① 議事録等
C/P機関との調整会議、各報告書説明・協議については、実施後、議事録を策定し、発注者に速やかに提出すること。また、発注者及び受注者が主催する関連会

議・検討会における議題、出席者、質疑内容等についても開催後5営業日程度のうちに議事録を作成し発注者に提出する。

② 収集資料

プロジェクトを通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、可能な限り電子データにて収録し、発注者様式による収集資料リストを添付のうえ、発注者に提出する。

別紙：報告書目次案

(注) 本目次案は、あくまで発注段階の想定であり、詳細については、プロジェクトの進捗等に応じて、発注者及びフィリピン運輸省と相談の上、決定する。

1. はじめに
2. マニラ大首都圏（対象地域）の現状と課題
3. マニラ大首都圏の今後の展望（将来の社会経済フレームワーク、交通需要などを含む）
4. 「マニラ大首都圏鉄道開発マスタープラン」
 - (1) 短期（1～10年程度）のマスタープラン
 - (2) 中期（11～20年程度）のマスタープラン
 - (3) 長期（21～30年程度）のマスタープラン
5. 結論

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本業務は、2022年3月の業務開始から2025年3月までの36カ月間を複数年度業務実施契約にて実施する。

想定される業務工程は以下のとおり。

プロポーザル作成にあたっては、作業時期を想定し、それに応じて各担当の配置期間を提案する。また、上記の工程は現時点の想定であり、プロポーザルによる提案や業務の進捗、カウンターパートとの調整状況により随時見直すこととする。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 73.00 人月（現地：62.00人月、国内11.00人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ・業務主任者（交通計画）（2号）
- ・都市鉄道計画（2号）
- ・交通調査／需要予測
- ・交通政策（計画承認含む）（3号）
- ・運行計画
- ・交通結節点
- ・交通マネジメント／ITS
- ・線形・軌道計画
- ・土木・施設計画（駅舎・車両基地含む）
- ・電力・変電所計画
- ・財務・資金調達
- ・都市開発・住宅政策
- ・環境社会配慮
- ・合意形成（戦略的環境アセスメント）
- ・ジェンダー／交通弱者対策
- ・新技術（DX）活用
- ・気候変動対策
- ・広報

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 環境社会配慮調査に係る業務
- 現地情報収集に係る業務
- ワークショップ／セミナー等開催に係る業務
- 広報活動に係る業務

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

➤ 本プロジェクト討議議事録 (R/D) (案) 【未署名】

2) 公開資料

「フィリピン国マニラ首都圏の持続的発展に向けた運輸交通ロードマップ作成支援調査にかかる補足調査【有償勘定技術支援】」(2019年8月)

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000041637.pdf>

「フィリピン国マニラ首都圏の持続的発展に向けた運輸交通ロードマップ作成支援調査」(2014年3月)

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12149589.pdf>

(5) 対象国の便宜供与

本プロジェクトR/Dを参照。

(6) その他留意事項

1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

2) 安全管理

現地渡航前に外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAフィリピン事務所及び在フィリピン日本国大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制を発注者に提出する。

3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または発注者担当者に速やかに相談するものとする。

4) フィリピンへの渡航に係る留意事項

COVID-19の感染拡大状況に応じて滞在者数の適正規模を判断するため、渡航計画を作成する際には、渡航時期、人数、滞在計画について出発1カ月前までにJICA社会基盤部・JICAフィリピン事務所に相談のこと。

以上